

北方町建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、北方町が行う請負契約による建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査 検査員が工事請負契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事成績部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 受注者 北方町会計規則（昭和60年北方町規則第6号。以下「会計規則」という。）により建設工事の請負契約を締結した相手方をいう。
- (3) 設計図書 工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第1項に定める設計図書をいう。

(評定の対象)

第3条 評定の対象は、1件の最終契約金額が300万円を超える建設工事とする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、町長により指定された検査員、及び主任監督員並びに監督員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定の採点は、細目別評定点採点表（工評定様式2号）により算出し、工事成績評定表（工評定様式1号）により行うものとする。
- 3 「創意工夫」、「社会性等」については、受注者から提出された実施報告書（工評定様式6、7号）を総合的に判断して加点評価するものとする。また、「工事特性」については、施工条件等への対応状況により加点評価するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は完成検査、出来形検査を行ったとき、監督員は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

ただし、再検査、及び出来形率が低く評定するに足りない場合は除くものとする。

(評定表の提出等)

第7条 検査員は、評定を行ったときは工事成績評定表（工評定様式1号）を検査結果報告書（工検様式3号）に添えて、検査命令者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 検査命令者は、検査員から完成検査後に工事成績評定表（工評定様式1号）の提出があったときは、遅滞なく評定結果を工事成績評定結果通知書（工評定様式3号）及び項目別評定点表（工評定別表—1）により、当該工事の受注者に通知しなければならない。

（評定の修正）

第9条 検査命令者は、第8の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査命令者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を工事成績評定結果通知書（工評定様式3号）により、当該工事の受注者に通知しなければならない。

（評定の閲覧）

第10条 工事所管課の長は、受注者あての工事成績評定結果通知書（工評定様式3号）の写しを閲覧に供しなければならない。

（説明請求）

第11条 第8条又は第9条により通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により工事所管課の長に評定結果について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第12条 工事所管課の長は、受注者から評定結果について説明を求められたときは、当該受注者に対して遅滞なく書面（工評定様式4号）により回答するとともに、指名委員会に報告するものとする。

2 工事所管課の長は、前項の回答をするときは、指名委員会で検討するものとする。

3 前項の指名委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第13条 第12条の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により指名委員会に再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第14条 第13条の再説明請求を受けた指名委員会は、当該受注者に対して書面（工評定様式5号）により回答し、工事所管課の長に通知するものとする。

2 前項の回答をするときは、指名委員会の審議を経るものとする。

(実施細目)

第15条 この要領に定めもののほか、評定の実施に関し必要な細目は、所管課長が定める。

付 則

この要領は、公表の日から施行するもとし、平成26年5月7日から適用する。